

平成28年度地域包括ケアシステム推進会議の年間予定スケジュール

(平成28年4月26日現在)

[illegible]

「介護予防部会」の進め方について

1 事前打合せ

○日 時：平成 28 年 1 月 19 日（火）及び 3 月 17 日（木）午後 6 時 30 分～

○場 所：市役所東庁舎 2 階第三会議室他

○出席者：（1 回目）委員 5 名、事務局 3 名 （2 回目）委員 6 名、事務局 3 名

○内 容：・市の取り組みの現状について共通認識を図った。

資料・・・南相馬市高齢者総合計画、南相馬市介護予防事業一覧
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方

(1) 部会として検討していく事項

市の介護予防の取り組みは、地域包括ケアシステム構築のための枠組みの一つであることから、PT、OT、ST のリハビリ専門職が介護予防の取り組みの中で具体的行動に繋がるよう協議する。

(2) 当面取り組む作業について

市の介護予防事業等でリハビリ専門三職種がどの事業にどのような形で関わりをもちながら事業を展開していくかを検討する。

(3) 部会の構成員について

介護予防部会は、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）相馬歯科医師会から歯科医師、地域包括支援センター職員で構成し、事務局の介護予防担当職員とともに協議予定だが、テーマによって関係する方に参加いただく予定。

番号	構成団体等名	氏 名
1	福島県理学療法士協会相双支部	三浦 義雄
2	〃	小野田 修一
3	〃	安部 ちひろ
4	福島県作業療法士協会相双支部	矢吹 雄基
5	福島県言語聴覚士協会相双支部	熊谷 大
6	相馬歯科医師会	森岡 正人
7	原町西地域包括支援センター	星 啓太
8	小高地域包括支援センター	鈴木 琢己
9	原町東地域包括支援センター	松本 貴之

「生活支援体制整備部会」の進め方について

1 事前打合せ

- 日 時：平成 28 年 3 月 30 日（水）午後 6 時 30 分～
- 場 所：市役所東庁舎 2 階第二会議室
- 出席者：委員 7 名、事務局 2 名
- 内 容：・国が示す地域包括ケアにおける「生活支援体制整備」の位置づけ、内容を共通認識とした。・・・P 3 資料等
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方について

(1) 部会として検討していく事項

- ・要援護高齢者が地域で暮らしていく上で必要とされる生活支援の検討
- ・生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置に向けての協議
(介護保険法で平成 30 年 4 月前までには配置、設置する必要あり)
- ・市独自事業となる高齢者ボランティアポイント制度の検討
(平成 29 年度からスタートを目指し、ポイントを付与する活動、ポイントを交換できるものなどの枠組みを検討)

(2) 当面取り組む作業について

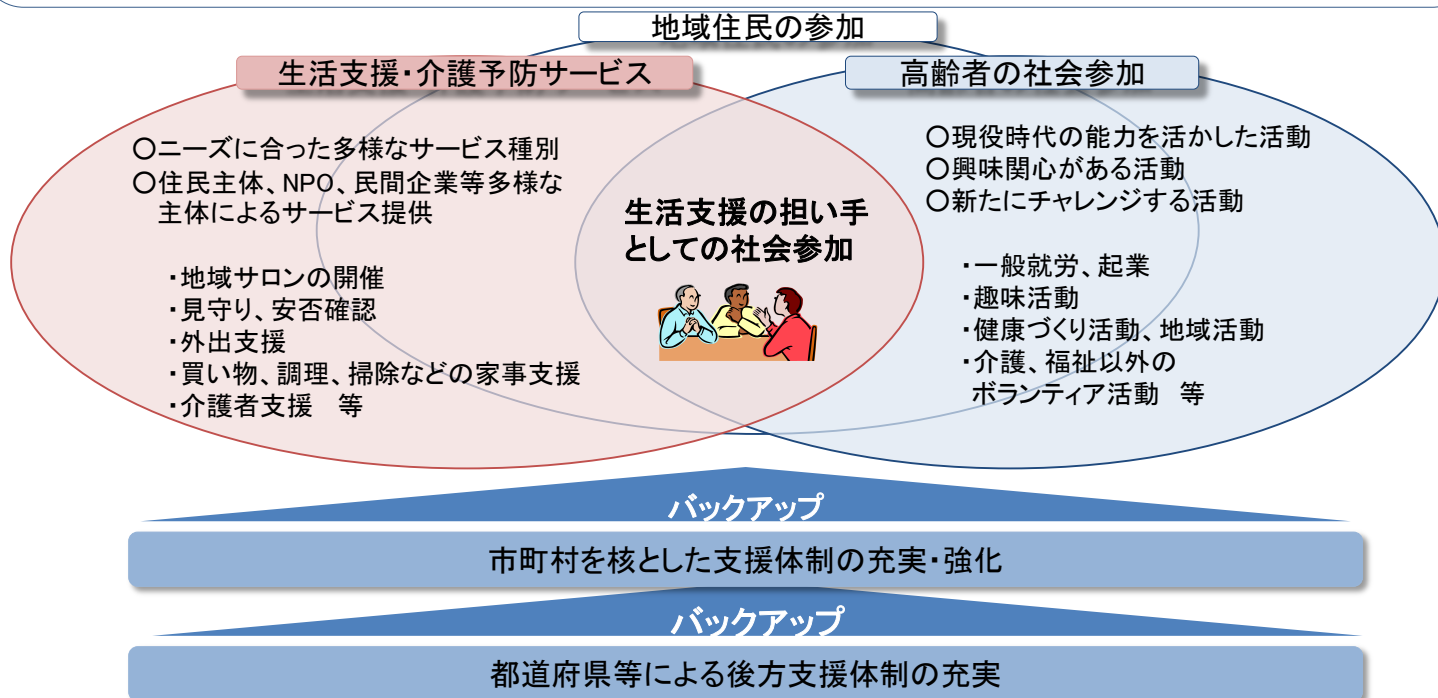
- ① 生活支援サービスに係る資源マップの作成・・・P 4 資料
- ② 生活支援を必要とする人数、その受け皿数の把握
⇒ ・部会の協議を効率的に進めていくために必要。
・今後、生活支援担い手としての元気高齢者の社会参加や、地域での助け合い制度を広めていくためには、現状を数値（人数）で示し、住民に理解してもらうために必要。
- ③ 介護予防・日常生活総合支援事業関連への取組み
今後、法改正により介護予防給付の訪問介護、通所介護サービスが介護予防・日常生活総合支援事業に移行するにあたり、既存事業所も移行するのか、サービス体制を見直すのかなど不明確な部分があるので、事業所に対して意向調査を実施していく必要あり。
- ④ アドバイザーの検討
地域での支え合い活動・事業立ち上げの取組実績があり、宮城県を中心に国が示す本事業へのアドバイス活動を行っている「特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター」の活用を検討する。

(3) 部会の構成員について

- ・既に生活支援サービスに関わっているシルバー人材センター、高齢者の助け合い活動に関わっている老人クラブ連合会を追加したい。
- ・今後、協議が進む中で行政区長会、青年会議所等の追加、テーマに応じた民間業者の追加も視野に入れる。

番号	構成団体等名	氏 名
1	相馬人権擁護委員協議会	風越 清孝
2	福島県理学療法士会相双支部	三浦 義雄
3	福島県理学療法士会相双支部	長崎 真幸
4	南相馬市社会福祉協議会	佐藤 清彦
5	南相馬市民生児童委員連絡協議会	前田 重光
6	原町西地域包括支援センター	鈴木 健二
7	小高地域包括支援センター	平瀬 朱美
8	原町東地域包括支援センター	佐藤 晃生

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、**生活支援**の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成29年度までの間にこれらのエリアの充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

② 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

区分		公的サービス		保険外サービス（非営利・福祉組織など）					市場分野 （民間企業）	
		市福祉サービス （地域支援事業含む）	介護保険 サービス	社会福祉 協議会	介護事業所	NPO法人	シルバー 人材 センター	農業 協同 組合	生活 協同 組合	地縁 団体 等
日常的な家事	買物、掃除、調理、布干しなど	事業名：生活支援ホームヘルパー派遣 内容：日常の家事支援 料金：1時間200円1回2時間迄、週2回迄 要件等：一人暮らし、高齢夫婦世帯	訪問介護事業所 （8事業所）	訪問介護事業所 （8事業所）	A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B介護事業所家事代行サービス 1時間2625円～（スポットサービス） C介護事業所支援 1時間1500円	A事業所有償ボランティアサービス 1時間950円	家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	訪問介護事業所 食材宅配サービス	①生協くらしのたすけあい 家事支援1時間650円 ②食材宅配サービス ③弁当宅配	○A社（家事支援 1時間2100円～） ○B社（弁当・食料配達） ○C社（弁当・食料宅配） ○D社（弁当宅配）（山形市） ○E社（弁当宅配）（山形市） ○F社（冷凍弁当宅配）（河北町） ○G社（冷凍弁当宅配） ○食料宅配H店内で買い物をしたものを送料324円～発送
	安心	自分の存在を気にかけられている人がいる	①事業名：安心訪問サービス 内容：ヤクルト届け安否確認 料金：無料 要件：一人暮らし ②事業名：配食サービス 内容：月・水・金の昼食を届け安否確認を行う。 料金：400円又は300円 要件：一人暮らし、高齢夫婦世帯 ③事業名：緊急通報装置貸し出し 内容：3件までの緊急時連絡先を予め登録した緊急通報装置を貸し出す。 料金：無料 要件：一人暮らし	訪問介護事業所 （8事業所）	①一人暮らしサロン ②民生委員の訪問	安否確認 話し相手など A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所家事代行サービス 1時間2625円～（スポットサービス） C介護事業所支援 1時間1500円	A事業所 安否確認 話し相手など	安否確認 話し相手など 家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	安否確認 話し相手など 家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動 ○J社（緊急時プザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月） ○J社（通報ボタンを押すと社へつながり、見守りシステム、安心入浴システム他あり。） ○K社（モバイル版緊急通報システム）
外出	通院や買物	①事業名：福祉タクシー利用助成 内容：福祉タクシー利用券600円年間18枚迄助成 ②事業名：移送サービス 内容：ストレッチャーでの移送が必要な方に利用券12枚迄助成。所得制限あり。 ③デマンドタクシー 内容：市内交通空白地帯から公共施設、病院等へのタクシー車両による移動支援。 料金：地区により9300円又は500円	訪問介護事業所 （8事業所）	介護サービス（訪問介護・東隣介助）	通院買い付けなど A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所家事代行サービス 1時間2625円～（スポットサービス） C事業所支援 1時間1500円	A事業所 通院買い付けなど A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所福祉有償運送サービス 内容：介助なしでは公共交通機関の利用が困難な方の自家用車を使用しでの移動支援。 料金：2キロ以内400円 要件：介護度、自立度基準あり。	通院買い付け 1時間904円	福祉有償運送サービス	○Lタクシー（福祉車両） ○Mタクシー（福祉車両） ○N社（福祉タクシー） 朝日町	
交流	友人、知人等	事業名：介護予防防生がいき活動事業（ミニデイ） 内容：各地区公民館等での交流活動 料金：1800円（食費含む） ○ふれあい元氣サロン	通所介護（デイサービス）16事業所	①一人暮らしサロン ②一人暮らしの集い		A事業所 OCサロン		通所介護事業所 自費通所介護（デイサービス）料金：2600円	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	
非日常的な家事	大掃除や家電製品の買物、雪片付けなど			除雪ボランティア 内容：車身が高齢世帯低所得、近くに親族居ない世帯の除雪 料金：無料	大掃除、保険対象外の支援など A介護事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所家事代行サービス 1時間2625円～（スポットサービス） C介護事業所支援 1時間1500円	A事業所 大掃除、保険対象外の支援など A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B事業所家事代行サービス 1時間2625円～（スポットサービス） C介護事業所支援 1時間1500円	大掃除 雪片付け1時間1244円～			
	ちよこつとしたこと	蛍光灯の交換や硬いふたの開け閉めなど	よろずやボランティア 内容：高齢者世帯への30分程度の支援 料金：無料							

「認知症支援部会」の進め方について

1 事前打合せ

- 日 時：平成 28 年 4 月 12 日（火）午後 6 時 40 分～
- 場 所：市役所東庁舎 2 階第一会議室
- 出席者：委員 6 名、事務局 3 名
- 内 容：・国が示す認知症施策（新オレンジプラン）について、市の取り組みの現状について共通認識を図った。
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方について

(1) 部会として検討していく事項

- ・認知症の家族等が、認知症の状況に応じたどのような支援やサービスがあるのかが分かるようにしていくために
「南相馬市版認知症ケアパス」（高齢者の安心ガイドブック）の作成等
- ・元気な時から認知症を理解し、早期の段階から本人や家族の関わり方を理解してもらうために
「市民への啓蒙・周知・教育」

(2) 当面取り組む作業について

- ① 南相馬市の高齢者に対する支援やサービスについての情報収集
- ② 認知症理解のための啓蒙・普及の方法等の検討

(3) 部会の構成員について

認知症部会は、認知症の人の相談を受けることの多い家族の会と、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）地域包括支援センターから認知症初期支援事業に関わっている職員で構成し、事務局の介護予防担当職員とともに協議予定だが、テーマによって関係する方に参加いただく予定。

番号	構成団体等名	氏 名
1	認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会	荒 ヒサエ
2	福島県理学療法士協会相双支部	三浦 義雄
3	〃	岩本 歩
4	福島県作業療法士協会相双支部	矢吹 雄基
5	福島県言語聴覚士協会相双支部	熊谷 大
6	原町西地域包括支援センター	星 直子
7	〃	早川 ますみ
8	鹿島地域包括支援センター	小野田 久美子
9	原町東地域包括支援センター	亀井 由美

「医療と介護の連携部会」の進め方について

1 事前打合せ

- 日 時：平成 28 年 3 月 28 日（月）午後 6 時 30 分～
- 場 所：委員 11 名、事務局 2 名市役所東庁舎 2 階第一会議室
- 出席者：委員 11 名、事務局 2 名
- 内 容：・国が示す地域包括ケアにおける「在宅医療と介護の連携推進事業」の位置づけ、内容を共通認識とした。・・・P 3 資料
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方について

(1) 部会として検討していく事項

- ・「在宅医療と介護の連携推進事業」
（介護保険法で平成 30 年 4 月前までにすべて実施する必要あり）
- ・相双保健福祉事務所が本年度取り組む「病院とケアマネジャーの退院調整ルール」（必要に応じて関わっていく）

(2) 当面取り組む作業について

各委員から出された下記意見を事務局で整理する。

①「在宅医療と介護の連携推進事業」について

- ・相当な作業量を必要とする事業であり、人員不足等の震災後の影響が残る本地域においては、既存の取組みを適切に活用しながら、出来るところから出来る範囲で取り組むべき。
- ・国県からの補助金や人的支援はあるのか。
⇒ 補助金は地域支援事業交付金（市負担も一部あり）で、人的支援は要望すれば県からアドバイザーの派遣もある。

② 医療・介護関係者の情報共有

- ・専門職種どうしても皆が分かる表現を意識して使用するべき。
- ・連携する情報としては、医療側が必要な介護情報、介護側が必要な医療情報と考えればよい。
- ・医療関係のツールとして「きびたんネット」とかある。（参考に）

③ 薬局の活用

- ・薬局のサービスも在宅重視に向かっているので活用できる。
- ・お薬手帳の活用策を検討するべき（介護情報を盛り込める手帳とか）
- ・いわき市は薬局の活用が進んでいる。

④ その他

- ・研修会や講演会は、関係者に十分周知する必要がある、本専門部会委員が所属する団体等、多種多様な機関が周知していくべき。

(3) 部会の構成員について

当面、現構成員で進める。(テーマに応じ追加する。)

番号	構成団体等名	氏 名
1	原町方部介護支援専門員連絡協議会	大井 利巳
2	相馬郡医師会南相馬支部	小泉 祐功
3	相馬歯科医師会	羽生 和弘
4	福島県看護協会相双支部	志賀 早苗
5	相馬薬剤師会	八牧 将彦
6	介護サービス施設・事業所	菅原 武
7	南相馬市立総合病院 地域医療連携担当	小川 務
8	小野田病院 地域医療連携担当	菊池 和子
9	雲雀ヶ丘病院 地域医療連携担当	渡辺 幸恵
10	鹿島厚生病院 地域医療連携担当	栗田 浩子
11	大町病院 地域医療連携担当	伊東 敏行
12	原町西地域包括支援センター	佐藤 敬一
13	原町東地域包括支援センター	川村 裕佳里
14	鹿島地域包括支援センター	大堀 浩

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

南相馬市 認知症初期集中支援事業について

【 認知症初期集中支援事業の目的 】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

1. 認知症初期集中支援チームの概要

- (1) 実施主体…南相馬市
- (2) 委託先…原町西地域包括支援センター
- (3) 協力機関…認知症疾患医療センター（いわき市）
- (4) チーム員の構成 （1チーム設置）

①医療職2名

- ・原町東地域包括支援センター 亀井保健師
- ・原町西地域包括支援センター 早川看護師

②福祉職2名

- ・小高地域包括支援センター 平瀬主任介護支援専門員
- ・鹿島地域包括支援センター 小野田主任介護支援専門員

③サポート医1名 ・雲雀ヶ丘病院：熊倉医師

- (5) 相談受付（各地域包括支援センター）

- (6) 支援内容
 - ・医療機関の受療支援
 - ・本人、家族介護者への支援
 - ・介護サービス等の利用支援
 - ・生活環境改善 等

※支援期間は、概ね6か月程度

認知症初期集中チームの「初期」の意味は？

- ①認知症の発症後のステージとしての早期段階
- ②認知症の人への関わりの初期

H28年度

○チーム員活動の目標

12ケース／年間

○チーム員会議

6回／年（奇数月）

2. 認知症に関する正しい知識の普及及びチーム員の啓蒙

- (1) 専門職向け講習会 ＊予定：6月3日（金）〔認知症の方への対応、支援チームについて〕
- (2) 市民向け講演会 ＊予定：10月16日（日）〔認知症の正しい理解と対応〕

3. チーム員検討委員会

南相馬市では「認知症初期集中支援チーム検討委員会」は地域包括ケアシステム推進会議を活用することといたしました。事業開始時、中間報告、事業評価実施後の報告を行う予定です。

【検討委員会の内容】

- ・支援チームの運営や活動状況に関する報告。
- ・地域の医療、福祉、介護等の関係機関や関係団体と事業推進に係る検討。

もの忘れなどで不安を感じても 住み慣れた地域で生活できるように

南相馬市 認知症初期集中支援チーム

がサポートします！

● 認知症初期集中支援チームとは？

認知症専門医と、専門知識を持つ医療職・介護福祉職で構成されたチーム員が、ご家庭を訪問し、相談を行いながら、生活の中での困りごとに対する初期支援を集中的に行います。



● 対象となる方は？

在宅で生活をしている40歳以上の方で、認知症の症状などでお困りの方です。

たとえば…

- ・認知症疾患の診断を受けたいが、病院の受診をこばんでいる方
- ・認知症の治療を中断している方
- ・適切な介護サービスを利用できていない方
- ・サービスの利用や介護に困っている方

●●● 認知症は早期発見・早期診断・早期対応が大切です ●●●

まずは**地域包括支援センター**にご相談ください！

原町西地域包括支援センター

北町・小川町・本町・国見町
国見団地・南町・本陣前・橋本町
太田地区・石神地区

電話 25-3329

原町東地域包括支援センター

栄町・旭町・青葉町・錦町
桜井町・日の出町・高見町
二見町・上町・西町・三島町
大町・東町・仲町・上渋佐
下渋佐・大甕地区・高平地区

電話 24-3390



小高区地域包括支援センター

小高区の全域

電話 44-1700

鹿島区地域包括支援センター

鹿島区の全域

電話 46-4600

認知症初期集中支援チーム支援の流れ

相談受付

各地域包括支援
センターにて
相談受付

家庭訪問

認知症初期集中
支援チームが
相談対応

サービス利用支援

医療機関受診や
介護保険等
サービス利用へ

引き継ぎ

状況に合わせ
関係機関へ
引き継ぎ

「介護予防部会」の進め方について

1 事前打合せ

○日 時：平成 28 年 1 月 19 日（火）及び 3 月 17 日（木）午後 6 時 30 分～

○場 所：市役所東庁舎 2 階第三会議室他

○出席者：（1 回目）委員 5 名、事務局 3 名 （2 回目）委員 6 名、事務局 3 名

○内 容：・市の取り組みの現状について共通認識を図った。

資料・・・南相馬市高齢者総合計画、南相馬市介護予防事業一覧
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方

(1) 部会として検討していく事項

市の介護予防の取り組みは、地域包括ケアシステム構築のための枠組みの一つであることから、PT、OT、ST のリハビリ専門職が介護予防の取り組みの中で具体的行動に繋がるよう協議する。

(2) 当面取り組む作業について

市の介護予防事業等でリハビリ専門三職種がどの事業にどのような形で関わりをもちながら事業を展開していくかを検討する。

(3) 部会の構成員について

介護予防部会は、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）相馬歯科医師会から歯科医師、地域包括支援センター職員で構成し、事務局の介護予防担当職員とともに協議予定だが、テーマによって関係する方に参加いただく予定。

番号	構成団体等名	氏 名
1	福島県理学療法士協会相双支部	三浦 義雄
2	〃	小野田 修一
3	〃	安部 ちひろ
4	福島県作業療法士協会相双支部	矢吹 雄基
5	福島県言語聴覚士協会相双支部	熊谷 大
6	相馬歯科医師会	森岡 正人
7	原町西地域包括支援センター	星 啓太
8	小高地域包括支援センター	鈴木 琢己
9	原町東地域包括支援センター	松本 貴之

「生活支援体制整備部会」の進め方について

1 事前打合せ

- 日 時：平成 28 年 3 月 30 日（水）午後 6 時 30 分～
- 場 所：市役所東庁舎 2 階第二会議室
- 出席者：委員 7 名、事務局 2 名
- 内 容：・国が示す地域包括ケアにおける「生活支援体制整備」の位置づけ、内容を共通認識とした。・・・P 3 資料等
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方について

(1) 部会として検討していく事項

- ・要援護高齢者が地域で暮らしていく上で必要とされる生活支援の検討
- ・生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置に向けての協議
(介護保険法で平成 30 年 4 月前までには配置、設置する必要あり)
- ・市独自事業となる高齢者ボランティアポイント制度の検討
(平成 29 年度からスタートを目指し、ポイントを付与する活動、ポイントを交換できるものなどの枠組みを検討)

(2) 当面取り組む作業について

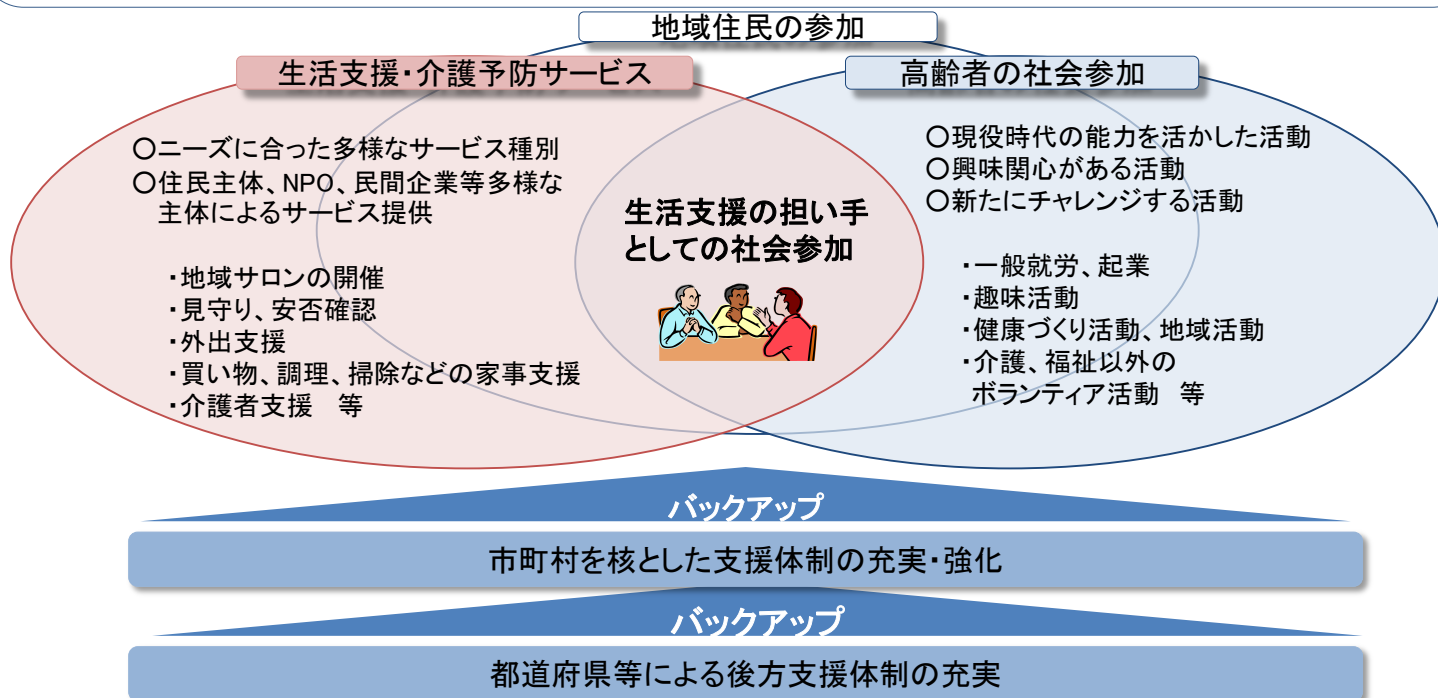
- ① 生活支援サービスに係る資源マップの作成・・・P 4 資料
- ② 生活支援を必要とする人数、その受け皿数の把握
⇒ ・部会の協議を効率的に進めていくために必要。
・今後、生活支援担い手としての元気高齢者の社会参加や、地域での助け合い制度を広めていくためには、現状を数値（人数）で示し、住民に理解してもらうために必要。
- ③ 介護予防・日常生活総合支援事業関連への取組み
今後、法改正により介護予防給付の訪問介護、通所介護サービスが介護予防・日常生活総合支援事業に移行するにあたり、既存事業所も移行するのか、サービス体制を見直すのかなど不明確な部分があるので、事業所に対して意向調査を実施していく必要あり。
- ④ アドバイザーの検討
地域での支え合い活動・事業立ち上げの取組実績があり、宮城県を中心に国が示す本事業へのアドバイス活動を行っている「特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター」の活用を検討する。

(3) 部会の構成員について

- ・既に生活支援サービスに関わっているシルバー人材センター、高齢者の助け合い活動に関わっている老人クラブ連合会を追加したい。
- ・今後、協議が進む中で行政区長会、青年会議所等の追加、テーマに応じた民間業者の追加も視野に入れる。

番号	構成団体等名	氏 名
1	相馬人権擁護委員協議会	風越 清孝
2	福島県理学療法士会相双支部	三浦 義雄
3	福島県理学療法士会相双支部	長崎 真幸
4	南相馬市社会福祉協議会	佐藤 清彦
5	南相馬市民生児童委員連絡協議会	前田 重光
6	原町西地域包括支援センター	鈴木 健二
7	小高地域包括支援センター	平瀬 朱美
8	原町東地域包括支援センター	佐藤 晃生

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、**生活支援**の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**



生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒ 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域（中学校区域等）があり、平成29年度までの間にこれらのエリアの充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

② 第2層 日常生活圏域（中学校区域等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒ 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

区分	公的サービス			保険外サービス（非営利・福祉組織など）					市場分野 （民間企業）
	市福祉サービス （地域支援事業含む）	介護保険 サービス	社会福祉 協議会	介護事業所	NPO法人	シルバー 人材 センター	農業 協同 組合	生活 協同 組合	
日常的な家事	事業名：生活支援ホームヘルパー派遣 内容：日常の家事支援 料金：1時間200円1回2時間迄、週2回迄 要件等：一人暮らし、高齢夫婦世帯	訪問介護事業所 （8事業所）	訪問介護事業所 協賛会	A事業所介護保険外自費サービス 1時間2000円 B介護事業所家事代行サービス 1時間2625円～（スポットサービス） C介護事業所支援 1時間1500円	A事業所有償ボランティアサービス 1時間950円	家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	訪問介護事業所 家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	①生活協同組合のたすけあい（家事支援 1時間 650円） ②食料宅配サービス（食料宅配） ③井田宅配	○A社（家事支援 1時間2100円～） ○B社（弁当・食品配達） ○C社（弁当・食料宅配） ○D社（弁当宅配）（山形市） ○E社（弁当宅配）（山形市） ○F社（冷凍弁当宅配） ○G社（冷凍弁当宅配） ○H社（食料宅配H店内で買い物をしたものを送料324円～発送） ○I社（緊急時プザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月） ○J社（通称ボタンを押すと社へつながる。見守りシステム、安心入浴システム他あり。） ○K社（モバイル版緊急通報システム）
安心	①事業名：安心訪問サービス 内容：ヤクルト届け安否確認 料金：無料 要件：一人暮らし ②事業名：配食サービス 内容：月・水・金の昼食を届け安否確認を行う。 料金：400円又は300円 要件：一人暮らし・高齢夫婦世帯 ③事業名：緊急通報装置貸し出し 内容：3件までの緊急時連絡先を予め登録した緊急通報装置を貸し出す。 料金：無料 要件：一人暮らし	訪問介護事業所 （8事業所）	①一人暮らしサロン ②民生委員の訪問	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	安否確認 話し相手 家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	安否確認 話し相手 家事支援 掃除1時間791円～ 調理1時間904円～	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	○L社（緊急時プザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月） ○M社（通称ボタンを押すと社へつながる。見守りシステム、安心入浴システム他あり。） ○N社（モバイル版緊急通報システム）
外出	①事業名：福祉タクシー利用助成 内容：福祉タクシー利用券600円年間18枚迄助成 ②事業名：移送サービス 内容：ストレッチャーでの移送が必要な方に利用券12枚迄助成。所得制限あり。 ③事業名：デマンドタクシー 内容：市内交通空白地域から公共施設、病院等へのタクシー車両による移動支援。 料金：地区により300円又は500円	訪問介護事業所 （8事業所）	介護サービス（訪問介護・乗降介助）	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	通院買い付け 1時間904円	通院買い付け 1時間904円	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	○L社（緊急時プザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月） ○M社（通称ボタンを押すと社へつながる。見守りシステム、安心入浴システム他あり。） ○N社（モバイル版緊急通報システム）
交流	事業名：介護予防防生がよい活動事業（ミニデイ） 内容：各地区公民館等での交流活動 料金：1800円（食費含む） ○ふれあいの元気サロン	通所介護（デイサービス）16事業所	①一人暮らしサロン ②一人暮らしの集い	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	通所介護事業所 通院買い付け 1時間904円	通所介護事業所 通院買い付け 1時間904円	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	○L社（緊急時プザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月） ○M社（通称ボタンを押すと社へつながる。見守りシステム、安心入浴システム他あり。） ○N社（モバイル版緊急通報システム）
非日常的な家事	大掃除や家電製品の買い付けなど	除雪ボランティア 内容：車身が高齢世帯低所得、近くに親族居ない世帯の除雪 料金：無料	除雪ボランティア 内容：車身が高齢世帯低所得、近くに親族居ない世帯の除雪 料金：無料	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	大掃除 買い付け1時間124円～	大掃除 買い付け1時間124円～	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	○L社（緊急時プザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月） ○M社（通称ボタンを押すと社へつながる。見守りシステム、安心入浴システム他あり。） ○N社（モバイル版緊急通報システム）
ちよこつとしたこと	蛍光灯の交換や硬い交換の開け閉めなど	よちよちやボランティア 内容：高齢世帯への30分程度の支援 料金：無料	よちよちやボランティア 内容：高齢世帯への30分程度の支援 料金：無料	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	A事業所話し相手など B事業所話し相手など C事業所話し相手など D事業所話し相手など E事業所話し相手など F事業所話し相手など G事業所話し相手など H事業所話し相手など I事業所話し相手など J事業所話し相手など K事業所話し相手など L事業所話し相手など M事業所話し相手など N事業所話し相手など O事業所話し相手など P事業所話し相手など Q事業所話し相手など R事業所話し相手など S事業所話し相手など T事業所話し相手など U事業所話し相手など V事業所話し相手など W事業所話し相手など X事業所話し相手など Y事業所話し相手など Z事業所話し相手など	大掃除 買い付け1時間124円～	大掃除 買い付け1時間124円～	①老人クラブ活動 ②地域サロンや公民館活動	○L社（緊急時プザーを押すことで24時間セコムにつながる現場駆けつけや相談可能。基本料金 1890円/月） ○M社（通称ボタンを押すと社へつながる。見守りシステム、安心入浴システム他あり。） ○N社（モバイル版緊急通報システム）

「認知症支援部会」の進め方について

1 事前打合せ

- 日 時：平成 28 年 4 月 12 日（火）午後 6 時 40 分～
- 場 所：市役所東庁舎 2 階第一会議室
- 出席者：委員 6 名、事務局 3 名
- 内 容：・国が示す認知症施策（新オレンジプラン）について、市の取り組みの現状について共通認識を図った。
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方について

(1) 部会として検討していく事項

- ・認知症の家族等が、認知症の状況に応じたどのような支援やサービスがあるのかが分かるようにしていくために
「南相馬市版認知症ケアパス」（高齢者の安心ガイドブック）の作成等
- ・元気な時から認知症を理解し、早期の段階から本人や家族の関わり方を理解してもらうために
「市民への啓蒙・周知・教育」

(2) 当面取り組む作業について

- ① 南相馬市の高齢者に対する支援やサービスについての情報収集
- ② 認知症理解のための啓蒙・普及の方法等の検討

(3) 部会の構成員について

認知症部会は、認知症の人の相談を受けることの多い家族の会と、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）地域包括支援センターから認知症初期支援事業に関わっている職員で構成し、事務局の介護予防担当職員とともに協議予定だが、テーマによって関係する方に参加いただく予定。

番号	構成団体等名	氏 名
1	認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会	荒 ヒサエ
2	福島県理学療法士協会相双支部	三浦 義雄
3	〃	岩本 歩
4	福島県作業療法士協会相双支部	矢吹 雄基
5	福島県言語聴覚士協会相双支部	熊谷 大
6	原町西地域包括支援センター	星 直子
7	〃	早川 ますみ
8	鹿島地域包括支援センター	小野田 久美子
9	原町東地域包括支援センター	亀井 由美

「医療と介護の連携部会」の進め方について

1 事前打合せ

- 日 時：平成 28 年 3 月 28 日（月）午後 6 時 30 分～
- 場 所：委員 11 名、事務局 2 名市役所東庁舎 2 階第一会議室
- 出席者：委員 11 名、事務局 2 名
- 内 容：・国が示す地域包括ケアにおける「在宅医療と介護の連携推進事業」の位置づけ、内容を共通認識とした。・・・P 3 資料
・今後検討していく事項、部会構成員について協議

2 部会の進め方について

(1) 部会として検討していく事項

- ・「在宅医療と介護の連携推進事業」
（介護保険法で平成 30 年 4 月前までにすべて実施する必要あり）
- ・相双保健福祉事務所が本年度取り組む「病院とケアマネジャーの退院調整ルール」（必要に応じて関わっていく）

(2) 当面取り組む作業について

各委員から出された下記意見を事務局で整理する。

①「在宅医療と介護の連携推進事業」について

- ・相当な作業量を必要とする事業であり、人員不足等の震災後の影響が残る本地域においては、既存の取組みを適切に活用しながら、出来るところから出来る範囲で取り組むべき。
- ・国県からの補助金や人的支援はあるのか。
⇒ 補助金は地域支援事業交付金（市負担も一部あり）で、人的支援は要望すれば県からアドバイザーの派遣もある。

② 医療・介護関係者の情報共有

- ・専門職種どうしても皆が分かる表現を意識して使用するべき。
- ・連携する情報としては、医療側が必要な介護情報、介護側が必要な医療情報と考えればよい。
- ・医療関係のツールとして「きびたんネット」とかある。（参考に）

③ 薬局の活用

- ・薬局のサービスも在宅重視に向かっているので活用できる。
- ・お薬手帳の活用策を検討するべき（介護情報を盛り込める手帳とか）
- ・いわき市は薬局の活用が進んでいる。

④ その他

- ・研修会や講演会は、関係者に十分周知する必要がある、本専門部会委員が所属する団体等、多種多様な機関が周知していくべき。

(3) 部会の構成員について

当面、現構成員で進める。(テーマに応じ追加する。)

番号	構成団体等名	氏 名
1	原町方部介護支援専門員連絡協議会	大井 利巳
2	相馬郡医師会南相馬支部	小泉 祐功
3	相馬歯科医師会	羽生 和弘
4	福島県看護協会相双支部	志賀 早苗
5	相馬薬剤師会	八牧 将彦
6	介護サービス施設・事業所	菅原 武
7	南相馬市立総合病院 地域医療連携担当	小川 務
8	小野田病院 地域医療連携担当	菊池 和子
9	雲雀ヶ丘病院 地域医療連携担当	渡辺 幸恵
10	鹿島厚生病院 地域医療連携担当	栗田 浩子
11	大町病院 地域医療連携担当	伊東 敏行
12	原町西地域包括支援センター	佐藤 敬一
13	原町東地域包括支援センター	川村 裕佳里
14	鹿島地域包括支援センター	大堀 浩

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討